



平成 27 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 協和発酵キリン株式会社
代表者名 代表取締役社長 花井 陳雄
(コード番号 4151 東証第一部)
問合せ先 執行役員コーポレートコミュニケーション部長
諸富 滋
TEL : 03-3282-1903 (メディア)
TEL : 03-3282-0009 (IR)

株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（業務執行取締役を指します。以下同様とします。）及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件を、平成 27 年 3 月 20 日開催予定の第 92 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役及び執行役員の報酬について、当社の株価との連動性を高め、株価変動による影響を株主の皆様と共有する立場に置くことによって、当社取締役及び執行役員の当社の株価や会社業績への関心度を高め、企業価値向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、退職慰労金制度に替えて、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とする株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本定時株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記 (3) に定める内容の新株予約権 104 個を上限とします。(当社取締役に割り当てる新株予約権については、平成 18 年 6 月 28 日開催の第 83 回定時株主総会においてご承認いただきました上限枠の範囲内であり、本定時株主総会后一年以内での割り当てとなります。)

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 104,000 株を上限とし、下記 (3) ①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与

株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とします。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととします。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は1,000株とします。

ただし、本定時株主総会における決議の日（以下「決議日」といいます。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同様とします。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から平成47年3月20日までとします。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑥ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

⑦ その他の新株予約権の行使の条件

- (ア) 新株予約権者は、上記③の期間内において、当社の取締役がその地位を喪失した日、又は執行役員がその地位を喪失した日（従業員としての地位が継続する場合は除きます。）若しくは執行役員が当社取締役又は監査役に就任した日の翌日から 10 日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- (イ) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとします。

以上

※上記の内容については、平成 27 年 3 月 20 日開催予定の当社第 92 回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。